

新会社設立の不正競争行為差止請求控訴事件：知財高裁平成 30(ネ)10047・平成 30 年 11 月 22 日（3 部）判決＜控訴棄却＞

【キーワード】

営業秘密不正取得行為（不競法 2 条 1 項 6 号）、周知表示混同惹起行為（不競法 2 条 1 項 1 号）

【事案の概要】

1 事案の要旨

本件は、控訴人（第一審原告）（株式会社オーベイオート）が、控訴人の元従業員らが設立した会社である被控訴人（第一審被告）（欧米自動車株式会社）に対し、被控訴人は、控訴人の元従業員らが在職中に控訴人代表者に無断で持ち出した控訴人の顧客情報からなる営業秘密を使用して営業行為を行っており、また、控訴人の周知な標章又は営業表示である「OHBEI」、「OHBEI AUTO」及び「OHBEI-AUTO」（以下、これらを総称して「本件控訴人表示」という。）と同一又は類似の「OHBEI」との標章を店舗外看板に掲げる等して控訴人の営業と混同させる行為を行っているとして、不正競争防止法 2 条 1 項 1 号、同項 4 号、同法 3 条に基づき、①別紙顧客情報目録記載の者に対する営業行為の差止め、②別紙顧客情報目録記載の情報の廃棄等、③「OHBEI」という標章の使用の差止めを求めるとともに、④被控訴人の上記各不正競争行為によって損害を被ったと主張して、同法 4 条に基づき、2000 万円（原審での請求額 6053 万 1984 円を当審において減縮した。）の損害賠償金の支払及びこれに対する不法行為の日以後である平成 27 年 9 月 17 日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで商事法定利率年 6 パーセントの割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原判決は、被控訴人による営業秘密不正取得行為及び周知表示混同惹起行為があったと認めることができないとして、控訴人の請求をいずれも棄却した。

そこで、控訴人は、原判決を不服として、本件控訴を提起したのである。

【判 断】

1 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、以下のとおりである。

2 認定事実

後記(1)及び(2)のとおり改めるほかは、原判決「事実及び理由」「第 3 当裁判所の判断」「1 認定事実」（7 頁 15 行目から 12 頁 11 行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 11 頁 13 行目冒頭の「及び同年 4 月 25 日」を「、同年 4 月 19 日及び同月 25 日」と改める。

(2) 原判決 12 頁 10 行目の「商号として表示し」を「営業表示として使用

し」と改める。

3 争点(1) (被控訴人による営業秘密不正取得行為の有無) について

(1) 事案に鑑み、まず、元従業員らによる不正取得行為の有無について検討する。

ア(ア) 控訴人は、元従業員らが、平成26年2月14日、同月21日、同年4月14日、同月16日、同月19日及び同月25日に、本件顧客名簿にアクセスし、これを印刷して持ち出したと主張する。

そこで検討するに、引用に係る原判決第3、1(12)のとおり、ブロードリーフのサーバーのログに、平成26年2月14日、同月21日、同年4月19日及び同月25日付けで、操作内容を「『自由検索一覧(得意先)』の印刷を行いました。」とする履歴、同年4月14日及び同月16日付けで、操作内容を「『自由検索一覧(車両)』の印刷を行いました。」とする履歴、同年2月14日付けで、操作内容を「『自由検索一覧(得意先)』のPDF出力を行いました。」とする履歴がそれぞれ記録されていることが認められる。

しかし、同(11)のとおり、元従業員らは、平成26年4月末ころまで、残務整理のほか、通常業務を行っていたと認められるところ、顧客からの問い合わせに対応したり、顧客に対する通知をしたりするために、ブロードリーフのサーバーに保存されている顧客情報にアクセスし、得意先や車両に関する事項に基づいて検索操作をすることは、控訴人の業務を遂行するために通常行われる行為であるというべきであるから、得意先や車両に関する事項に基づいて検索操作がされ、その検索結果の一覧が印刷されたとか、PDF形式で出力されたとの一事をもって、当該各行為が不正に営業秘密を取得する行為であると断ずることはできない。また、元従業員らが、これらの機会に印刷した書類等を社外に持ち出したことを認めるに足りる的確な証拠も見当たらない。

(イ) この点に関連して、控訴人は、ブロードリーフのシステムでは、PDF出力をすることなく、顧客情報や車両情報を閲覧することができるから、わざわざ「PDF出力」をしたのは、他の記録媒体等に保存するためであったと主張する。

しかし、情報処理システムにおいて、他の記録媒体等にデータを保存したり、複製したりすることを目的としてPDF形式で出力する可能性があることは否定できないものの、PDF形式で出力する目的がそれに限定されるものでないことは明らかである。

そして、ブロードリーフのシステムに関し、被控訴人関係者は、氏名と電話番号程度の簡単な顧客情報だけであれば、PDF出力することなく画面上で確認できるものの、住所、車両の登録番号、車種、車検時期及び検査履歴等を見るためには、PDF形式で出力しなければならないと陳述している

(乙27) ところ、この陳述の信用性を否定し、ブロードリーフのシステム

においては、他の記録媒体等に保存する場合以外に、PDF形式で出力することが予定されていなかったと認めるに足りる証拠はない。

したがって、この点についての控訴人の主張を採用することはできない。

(ウ) 以上によれば、元従業員らの上記各行為が、不正な取得行為に当たるといふことはできない。

イ 次に、元従業員らが、平成26年4月19日に、控訴人の顧客情報を利用して、顧客250人分について、ラベルシールに印刷した上で、被控訴人開業の挨拶状の宛名として貼付し発送した行為について検討する。

乙2の2(15~16頁)によれば、平成26年4月8日に行われたAとBの話し合いにおいて、既に両者が別々に事業を行うこととし、そのために、それぞれが懇意にしている顧客に案内状を送付することを視野に入れた話し合いがされていることがうかがわれるところ、引用に係る原判決第3, 1(11)のとおり、AとBが同月16日に話し合いをした際、Aは、Bに対し、元従業員らが懇意にしている顧客をAが引き継ぐことは無理であるとして(乙3の2・4頁)、元従業員らが、各自が懇意にしている顧客に被控訴人開業の挨拶のダイレクトメールを発送するために、控訴人の顧客情報の一部を使用することに関し、Aの顧客と重複しても構わないとした上で、「大人のマナーで行こうよ」などと述べ、さらに、Bが「じゃあ、社長も、そういう、それは了承してくれるっていうことで、いいわけですね。」と尋ねたのに対し、「はがきを出すのはな。」と答えている(同5頁)。

そうすると、上記の会話によれば、Aは、元従業員らが懇意にしていた顧客については、従業員らが被控訴人開業の挨拶のダイレクトメールを発送する目的で控訴人の顧客情報を使用することを承諾したと認めるのが相当である。

そして、その後、平成26年4月19日に元従業員らが控訴人の顧客情報から選別してラベルシールに印刷した顧客の中に、元従業員らが懇意にしていた顧客以外の者が含まれていたと認めるに足りる証拠はない(なお、元従業員らが印刷した顧客数は250名程度であったところ、元従業員らが合計8名であり、控訴人の設立以前から勤務していたことを考慮すると、この数が過度に多いとまでいえず、元従業員らが懇意にしていた顧客に限定して印刷したことと矛盾しない。)し、BがA用の顧客リストをAの机の上に置いておいた(被控訴人代表者本人)のに対し、Aが顧客の数が少ないとか、Aの客が入っていないなどといった異議を述べたことをうかがわせる証拠はない。

したがって、元従業員らの上記行為についても、不正な取得行為に当たるといふことはできない。

(2) 以上によれば、その余の点について認定、判断するまでもなく、被控訴人による営業秘密不正取得行為に基づく請求は理由がない。

4 争点(2)(被控訴人による周知表示混同惹起行為の有無)について

(1) 控訴人は、本件控訴人表示は、川越市及び上尾市において、控訴人の業務に係る標章又は営業表示として周知のものであると主張する。

ア そこで検討するに、引用に係る原判決第3、1(1)及び(2)のとおり、控訴人は、平成16年4月1日、欧米自動車工業株式会社から、同社川越支店に係る営業を譲り受け、その際、「オーベイオート」及び「OHBEI-AUTOS」の名称を控訴人に係る営業において引き続き使用することが合意されたこと、控訴人は、同日ころから、旧本店所在地において、「OHBEI」、「OHBEI-AUTOS」、「OHBEI AUTO」の標章を店舗外看板等に掲げる等して、営業を開始したことが認められる。特に、旧本店所在地の店舗においては、道路に面した外壁に意匠化された「OHBEI」とのかなり大きな標章が掲げられていた(甲4)。もともと、当該標章の使用期間を認めるに足りる的確な証拠はない。

また、控訴人は、「OHBEI-AUTO」との表示がされた封筒を使用していたことが認められるが(甲5)、その具体的な使用時期や使用態様、枚数などを認めるに足りる的確な証拠は見当たらない。

イ 平成26年3月期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)における控訴人の売上高は、2億9374万0593円であった(甲11)。

なお、引用に係る原判決第3、1(15)のとおり、平成29年4月19日の時点において、川越市内では、旧本店所在地のままとなっている控訴人を含め、13の営業所で輸入車の販売が行われているとされているところ、川越市及び上尾市における控訴人の市場占有率等上記地域において控訴人が占める地位を認めるに足りる的確な証拠は見当たらない。

ウ 次に、広告宣伝の状況についてみると、同(3)のとおり、控訴人は、自社の宣伝、顧客誘引の方法として、インターネットを利用したり、川越市の商工会議所等にチラシを配布したりしていたことが認められる。しかし、控訴人のホームページや当該チラシにおいて、本件控訴人表示がどのように用いられていたのかなど、その具体的な態様は明らかでない上に、ホームページの開設時期や開設期間、チラシの配布時期や枚数についても、これを認めるに足りる証拠はない。

エ なお、控訴人は、自動車の販売業及び修理業は、従前の顧客が複数回繰り返し来店して固定された顧客となっていく業種でもあると主張するところ、仮にそのようなことがいえるとしても、それは控訴人と取引関係のない新規の顧客に対し、本件控訴人表示を認知してもらうことがより困難になるということにほかならないから、本件控訴人表示が周知性を有することを積極的に肯定する事情とはいえない。

オ 以上のとおり、控訴人は、平成16年ころから、本件控訴人表示を使用しており、特に、旧本店所在地の店舗においては、道路に面した外壁に意匠化された「OHBEI」とのかなり大きな標章が掲げられていたことが認めら

れるものの、それ以外の具体的な使用態様を認めるに足りる的確な証拠は見当たらない。また、川越市及び上尾市において控訴人が占める地位や広告宣伝の具体的な態様についても、これを認めるに足りる的確な証拠はない。

そうすると、本件に現れたその余の事情を考慮しても、本件控訴人表示が、川越市及び上尾市において周知のものであると認めるに足りないというべきである。

(2) したがって、その余の点について認定、判断するまでもなく、被控訴人による周知表示混同惹起行為に基づく請求は理由がない。

結 論

以上によれば、その余の点について認定、判断するまでもなく、控訴人の請求をいずれも棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 評】

1. 本件については、地裁判決を入手することができなかったが、原判決は、被告（被控訴人）による営業秘密の不正取得行為と周知表示の混同惹起行為があったことは認めることができずとして、原告の請求をいずれも棄却したのである。そして、本控訴審においても、控訴人の請求はいずれも棄却されたのである。

2. まず争点(1)の「被控訴人による営業秘密の不正取得行為の有無について」は、得意先や車両に関する事項に基づいて検索操作され、検索結果の一覧が印刷されたとか、PDF形式で出力されたとの一事をもって、当該各行為が不正に営業秘密を取得する行為であると断ずることはできないし、元従業員らがこれらの機会に印刷した書類等を社外に持ち出したことを認めるに足りる的確な証拠は見当たらない、と裁判所は認定した。

この点について控訴人は、ブロードリーフのシステムでは、PDF出力をすることなく、顧客情報や車両情報を閲覧することができるから、わざわざ「PDF出力」をしたのは、他の記録媒体等に保存するためであったと主張した。これに対し、裁判所は、情報処理システムにおいて、他の記録媒体等にデータを保存したり、複製したりすることを目的にPDF形式で出力する場合があることは否定できないものの、PDF形式で出力する目的がそれに限定されるものではないことは明らかである、と認定した。

そして、ブロードリーフのシステムに関し、被控訴人関係者は、氏名と電話番号程度の簡単な顧客情報であれば、PDF出力をすることなく画面上で確認できるものの、住所、車両の登録番号車種等を見るためには、PDF形式で出力しなければならないと陳述しているが、この陳述の信用性を否定し、ブロードリーフのシステムにおいては、他の記録媒体に保存する場合以外に、PDF形式で出力することが予定されていなかったと認めるのに足りる証拠は存在しない、と裁判所は認定したから、控訴人の主張は採用されなかったのである。そうすると、元従業員らの上記各行為が不正な取得行為に当たるということはいえない、と認定されたのである。

3. また、元従業員らが平成26年4月19日に、控訴人の顧客情報を利用して顧客250人分について、ラベルシールに印刷した上で、被控訴人開業の挨拶状の宛名として貼付し発送した行為について検討したところ、AとBとの会話によれば、Aは元従業員らが懇意にしていた顧客については、従業員らが被控訴人開業の態様のDMを発送する目的で、控訴人の顧客情報を使用することを承服したと認めるのが相当であるとし、元従業員らの行為が不正な取得行為に当たるといふことはできないと認定したのである。

4. 次に、争点(2)の「被控訴人による周知表示混同惹起行為の有無について」は、控訴人は、本件控訴人表示は、越谷市と上尾市において控訴人の業務に係る標章又は営業表示として周知のものであると主張したのに対し、控訴人が店舗の外観に「OHBEI」の標章を掲示した使用期間を認めるに足りる的確な証拠はないし、封筒の使用についても的確な証拠はない、と認定されたのである。また、本件控訴人表示が、越谷市と上尾市において周知のものであると認めるに足りる証拠はないと認定されたのである。(越谷市と上尾市とは、同じ埼玉県の中でも離れている都市である。)

5. 結局、本件は、不競法2条1項1号に規定する各構成要件を充足する証拠を、原告(控訴人)が有していないことが証明されたとして控訴棄却となった次第である。

[牛木 理一]